

資料2

船橋市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進にあたり、関係者からの意見を聴取するため、船橋市まち・ひと・しごと創生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 懇話会においては、委員から次に掲げる意見を聴取するものとする。

- (1) 総合戦略及び地方人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織し、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働関係団体及びメディアの関係者並びに住民代表のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、必要のつど市長が招集し、議事の進行及び整理は、企画財政部長が行う。

2 懇話会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 懇話会の事務局は、企画財政部政策企画課に置くものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月2日から施行する。